

次の対象区域において、建築基準法第86条の2第1項の規定に基づく認定をいたしましたので、同条第6項の規定に基づき公告します。

その関係図書は、京都市都市計画局建築指導部建築指導課において、一般の縦覧に供します。

令和3年1月29日

京都市長 門川 大作

1 認定事項

認定番号	認定年月日	対象区域
11-004	令和3年1月26日	京都市山科区西野山階町38番3及び38番9、同区西野大手先町16番6、16番29及び16番30、同区西野様子見町1番2、1番6、1番10から1番18まで、1番43及び1番60、同区西野阿芸沢町1番1、1番2、1番4から1番15まで、2番3及び3番2、同区西野広見町1番1、1番4及び1番5並びに同区西野今屋敷町2番4、2番7から2番15まで及び3番5

2 縦覧期間

京都市の休日を定める条例第1条に定める本市の休日を除く日の午前8時45分から午後5時30分まで(ただし、正午から午後1時までは除く。)

(都市計画局建築指導部建築指導課)